

入札される方へ

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿を閲覧するなどした上で、入札してください。
土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。また、守谷市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- 2 入札の手続きなどは、次ページ以降の「公売のしおり」をご覧ください。
- 3 入札当日は、次のものが必要になりますので、ご持参ください。
 - (1) 公売保証金（現金又は銀行振出の小切手により、公売財産ごとに定めた金額）
 - (2) 印鑑（個人が入札する場合は本人の印鑑，法人の代表者が入札する場合は代表者印）なお，代理人が入札する場合は，委任状（参考書式は別掲参照）及び代理人の印鑑
※法人で入札する場合，代表権限を有しない社員等が公売手続を行う場合は，その者に対する委任状が必要です。
 - (3) 収入印紙（200円）（入札者が営利法人の場合又は個人で営業者の場合に必要です）「公売のしおり 10. 公売保証金の返還」参照
 - (4) 公売財産が農地等の場合は，都道府県知事又は農業委員会の発行する買受適格証明書
- 4 本広報に記載されている公売財産は，直前に公売を中止する場合がありますので入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

問い合わせ先 〒302-0198
茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 収納推進課
電話0297（45）1111（内線235）

公 売 の し お り

1 公売参加資格

公売には原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第 108 条）等、法令の規定により買受人となることができない者
- (2) 公売財産の買受人については、一定の資格その他の要件を必要とする場合にこれらの資格等を有しない者

2 入 札

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記・登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧するなどをした上で、入札してください。

なお、公売財産が土地の場合は、その境界については隣接地所有者と協議してください。

(2) 公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

(3) 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては、商業登記上の所在地・商号を記載してください。

なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

(4) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

(5) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

(6) 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。

(7) 共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」がありますので、申し出てください。

(8) 入札金額を記載する際には、「12 消費税について」をご覧になり、消費税相当額の取扱いについて、お間違いのないようご注意ください。

3 公売保証金の納付

公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

なお、公売保証金は、現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局振出しのもの又は、これらの金融機関の支払保証のあるもの）で、公売日に公売会場で

納付してください。

4 開札方法

開札は入札者の前面で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

6 次順位買受申込者の決定

(1) 最高申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

7 再度入札

開札の結果、最高価額申込者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

9 複数落札者入札の方法による最高価申込者の決定

複数落札入札の方法による公売の場合は、見積価額以上の入札者のうち、高額の入札者から順次に公売財産の数量に達するまでの入札者をもって、最高価申込者とします。

1 0 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金の領収証書を提示して請求してください。

また、公売保証金の返還を受ける者が、個人の不動産事業者等の場合又は営利法人の場合は、200円の収入印紙が必要です。

1 1 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

1 2 消費税について

(1) 公売公告・別紙3の「その他の事項」欄に記載されている内容は次のとおりです。

イ「課税財産」

消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産以外の財産

ロ「非課税財産」

消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産

ハ「混在財産」

「課税財産」と「非課税財産」とが混在する財産

(2) 売却決定は、それぞれの財産について、次のとおり行います。

イ「課税財産」については、入札書の「入札価額」欄に記載された金額に、当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって行います。

なお、入札価額の5%に相当する金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。

ロ「非課税財産」及び「混在財産」については、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

1 3 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、守谷市が指定した銀行預金口座に振り込む方法又は現金若しくは小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局の振り出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）で、売却決定を行う守谷市総務部収納推進課で納付する方法で、納付してください。

具体的な手続等は、公売終了後に説明します。

1 4 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。ただし、次に掲げる財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効果は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります

- (1) 電話加入権については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の承認
- (2) 農地等については、都道府県知事等の許可
- (3) その他の法令の規定により許可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録

1 5 財産の引渡しの方法

- (1) 公売財産が動産、有価証券、自動車及び建設機械である場合
イ徴収職員が占有している場合は、買受代金の納付と引換えに、公売財産を引渡します。
ロ滞納者が保管している場合は、買受代金の納付後に交付する売却決定通知書を保管者に呈示して、直接引渡しを受けてください。保管者が引渡しを拒否しても、守谷市は引渡しの義務を負いません。
- (2) 公売財産が不動産の場合
守谷市は引渡しの義務を負いません。

1 6 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。

1 7 権利移転手続

買受人は、次により権利移転手続をしてください。

- (1) 守谷市に、登記、登録の嘱託を請求することのできる財産（不動産等）の場合は、速やかに必要書類を提出してください。
なお、公売財産が農地等である場合は、都道府県知事が発行する権利移転の許可書又は届出受理書が必要です。
- (2) 買受人が自ら登録等を行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後速やかに登録等の手続を行ってください。
なお、公売財産が質権付電話加入権である場合は、その質権の消滅登録請求も併せて行ってください。

1 8 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納市税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき

1 9 買受申込者等の取消し

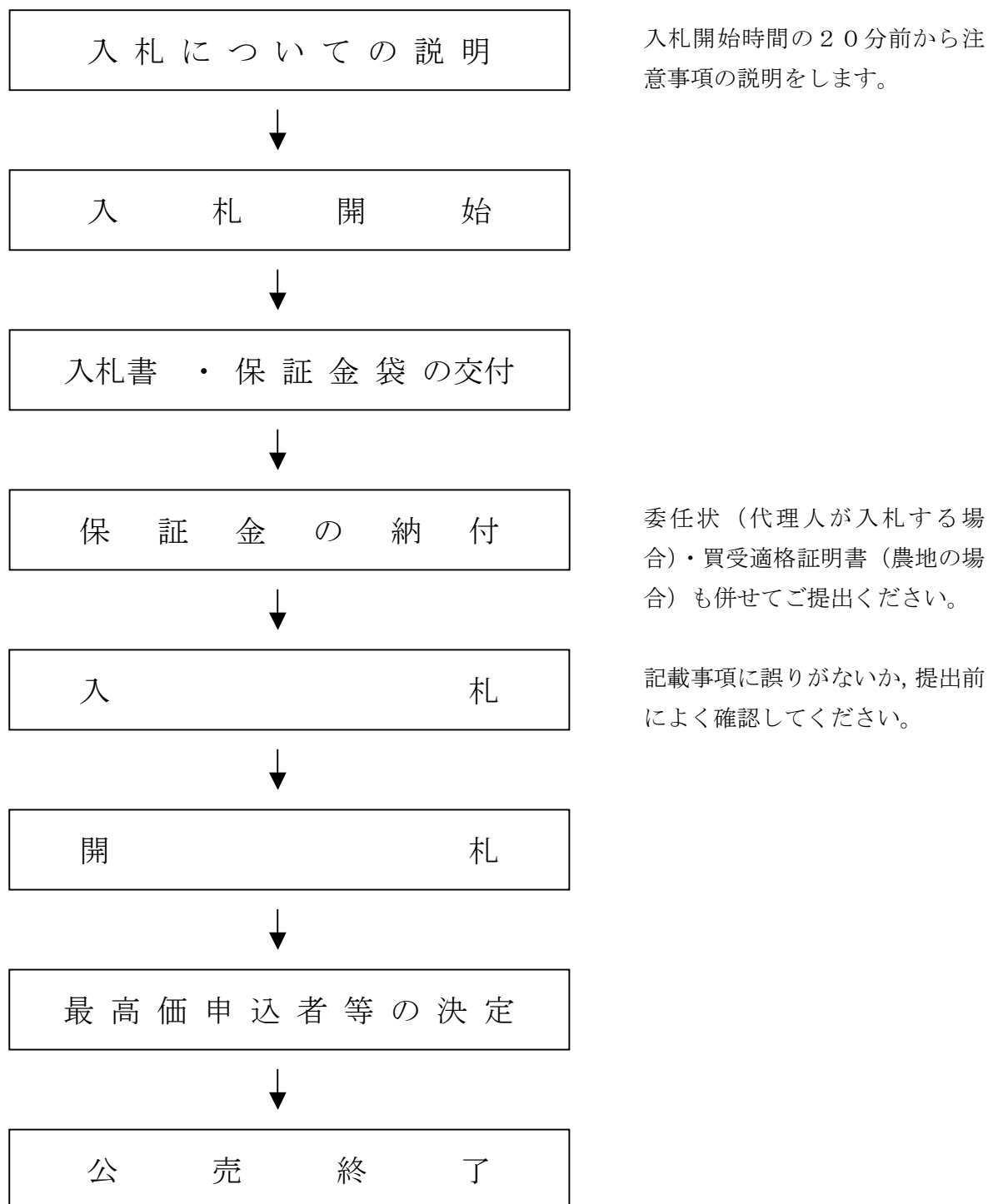
買受代金の納付期限前に滞納処分 of 続行の停止があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その停止されている間は、入札又は買受を取消しことができます。

2 0 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金を、その納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消しされた場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税に充て、なお、残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、守谷市に帰属します。

公 売 日 の 入 札 手 順



- 1 最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、権利移転関係の説明を行います。
- 2 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には、公売保証金を返還いたします。

(参考様式)

委 任 状

平成 年 月 日

守谷市長 あて

(委任者) 住 所

氏 名 印

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名 印

電 話

委任事項

平成 年 月 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限